

資料 1

令和 7 年 8 月 2 2 日

ごみ処理施設等調査特別委員会
事務局ごみ処理施設整備課

新しい一般廃棄物処理施設の処理対象物・ 受入対象物について

(施設基本計画・設計に向けた処理対象物等の整理)

今後予定する新しい一般廃棄物処理施設の整備に係る基本計画・設計の策定において、ごみ排出量の予測や施設規模、処理設備の検討等を行うことから、その基礎となる処理対象物や受入対象物等の内容を整理した。

1 市町村の分別区分モデル

- 新しい一般廃棄物処理施設（以下「新施設」という。）に搬入される処理対象物や受入対象物の検討に当たっては、構成市町村の分別区分を統一することが重要
- 適正処理・住民の負担軽減・市町村財政の負担軽減を念頭に、構成市町村のこれまでの取組を尊重し、また、環境省の定める標準的な分別収集区分（P9「参考資料」参照）等を踏まえ、令和5年度に次のとおり市町村の分別区分モデルを作成（令和5年9月構成市町村議会（全協等）において、各市町村清掃事務担当課から説明済み）

分別区分モデル		搬入先等
①可燃ごみ		新しい一般廃棄物処理施設 （処理対象物）
②不燃ごみ		
③粗大ごみ（混合）		
④缶・ビン		
⑤ペットボトル		
⑥プラスチック類（プラ製容器包装・製品プラ）		
⑦小型家電		新しい一般廃棄物処理施設 （受入対象物）
⑧有害ごみ（電池、蛍光管等）		
⑨古紙（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・紙製容器包装）		民間処理
⑩市町村ごとの判断による対応	布	原則、可燃ごみに含む。 ※市町村ごとの判断により資源化も可
	紙おむつ	
	その他（生ごみ・廃食用油など）	

2 処理対象物（新施設において、焼却、破砕、選別等の処理を行うもの）

- 新施設の処理対象物については、現在の取組やコスト面・環境面、再生品の経済的価値、近隣の再生施設の有無等を踏まえ、令和5年度に次のとおり決定（令和5年11月ごみ処理施設等調査特別委員会において説明済み）

新 施 設	新施設の処理対象物
可燃ごみ処理施設	可燃ごみ
不燃ごみ処理施設	不燃ごみ（可燃・不燃の混合物も可）
	粗大ごみ（可燃・不燃の混合物も可）
	缶・ビン
	ペットボトル
	プラスチック類（プラ製容器包装・製品プラ）

※補足

- 可燃ごみ処理施設では上記のほか、不燃ごみ処理施設から排出される可燃物残渣及びプラスチック残渣並びに公共下水道施設・集落排水施設・し尿処理施設から排出されるし渣（一般廃棄物）の処理を行う予定としている。
- 処理が困難な「動物の死体」の取扱いについて、現状は各市町村において焼却処理あるいは民間施設での委託処理が行われているが、新施設においては可燃ごみとして受け入れ、冷凍保管後、焼却処理を行うよう基本計画・設計において調整するものとする。

3 受入対象物（新施設では処理せず保管し、外部処理を行うもの）

（1）受入対象物の取り扱い

- 「小型家電」及び「有害ごみ」については、現在、構成市町村において処理を行っているが、広域化・集約化に伴う構成市町村の既存施設の廃止・撤去により、保管場所の確保が困難になると想定されること、また、新施設で受け入れることによるスケールメリットや事務の効率化が期待できることから、新施設において受け入れる体制を整備する方向で事務を進める。

受入対象物
小型家電 ※構成市町村が、定期回収及び拠点回収したもの
有害ごみ（電池、蛍光管等） ※リチウム蓄電池の受入れは、製造・販売業者や再資源化業者の動向を踏まえ検討

【課題 1】

受入対象物を新施設で受け入れる場合において、新施設までの運搬が課題（運搬効率・運搬費増）

【対応 1】

今後も継続して、効率的・効果的な運搬方法（近隣市町村での共同運搬など）についての検討が必要

【課題 2】

小型家電について、運搬業者が各市町村を巡回して回収し、組合施設へ運搬することはできないか。

【対応 2】

組合は、回収の実施主体には成り得ないと想定（西部広域は施設の設置及び管理運営の事務のみ）。
よって、各市町村が個別に又は共同で新施設へ運搬することを基本として事務を進める。

(2) 処理困難物の取扱い

- 処理困難物は、燃えない、破碎できない、規格外、有害物質の発生、取扱いに危険が伴うなどの特性を持つ廃棄物であり、通常の一般廃棄物処理施設では処理ができないことから、専門の業者で処理する必要がある。
- これまで各市町村では、買替えや購入店での引取り、処理業者の紹介等、排出者個人による対応が行われてきたが、対応に苦慮しているとの意見が多いことから、新施設での受入れの可否について検討を行ってきた。
- 検討の結果、新施設における処理困難物の受入れは、通常の業務に加え、新たな事務負担や事務コストが発生すること、既存の一般廃棄物処分業許可への影響が生じると想定されること、また、他自治体の事例等を踏まえると、困難であるとの結論に至った（次項「新施設での受入れが困難な理由」参照）。
- なお、対応策としては、これまでの排出者個人による対応に加え、新たな取組として「市町村による委託処理」の方法について検討が必要である。

(処理困難物の例)

区分	処理困難物の例（一般廃棄物）	処理方法の例
施設で処理できないもの	・自動車やバイクのタイヤ、バッテリー ・ピアノ、耐火金庫、ボウリングの玉、鉄アレイ ・消火器、LPガスボンベ ・太陽光パネル、シニアカー ・石膏、コンクリート、レンガ、瓦 ・化学薬品（農薬等）、引火性液体、塗料 ・大型の廃棄物（施設の受入寸法を超えるもの）	・買替えによる引取り ・購入店、メーカー、専門業者での引取り ・処理業者での処分
専用の回収ルートでの処分が必要なもの	・家電4品目（冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ） ・パソコン（小型家電での廃棄が可能）	・専用の回収ルート
感染性廃棄物	・在宅医療廃棄物（注射針等）	・病院等

(新施設での受入れが困難な理由)

- ① 購入店やメーカーにおいて処理が可能なものは、直接、排出者が処理を依頼した方が、より確実な処理・再生使用・資源化が期待できる。
- ② 新施設で受け入れる場合、処理対象物とは異なる計量方法・料金体系となる場合が想定されることや、品目毎に保管・管理・搬出が必要になることも想定され、事務が煩雑になること、また、それにより人件費・管理費等の事務コストの増加が懸念される。
- ③ 受入れに当たっては、適切に保管することが求められるため、ストックヤード等の保管施設の整備が必要となる。
- ④ 構成市町村が許可する「一般廃棄物処分業許可」（市町村において一般廃棄物の処分が困難であることが要件）について、組合が処理困難物を受け入れる場合は、市町村における処分が困難とは言えなくなり、既存許可業者の許可取消し等の問題が生じると想定される。
- ⑤ 全国的に、処理困難物を自治体のごみ処理施設で受け入れている事例はほとんどない。

○ 市町村による委託処理の検討

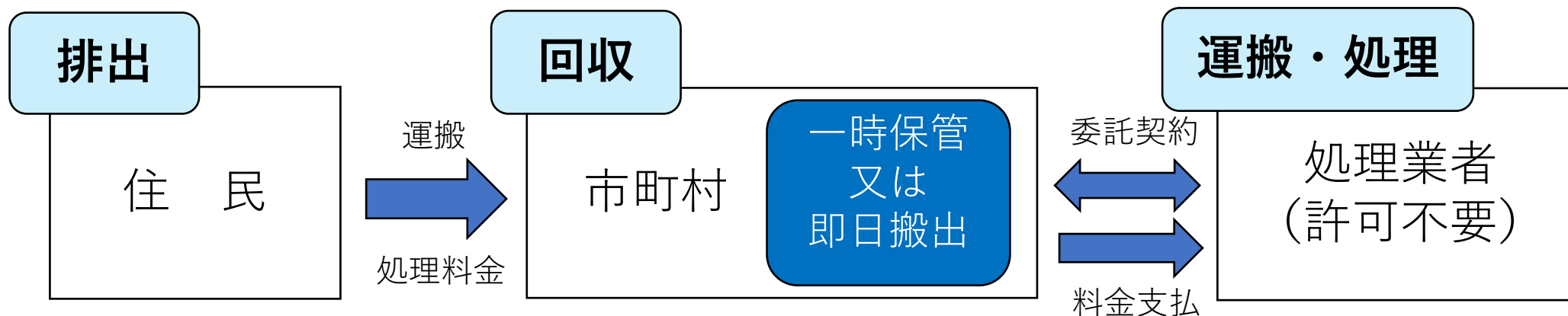
処理困難物の処理に関するポイント

家庭ごみである処理困難物は一般廃棄物であり、市町村に処理責任があること
処理体制が整備されない場合、不法投棄や放置などが懸念されること
処理業者が遠方の場合、運搬等の排出者の負担が大きいこと



<市町村による委託処理>

(事業スキーム)



- ① 市町村と処理業者の間で受入品目、単価、処理方法などを調整し、委託契約を締結する。
- ② 回収日、回収場所を設定し、住民から受入れ及び処理料金を徴収する。
- ③ 処理業者が同席し即日回収する、または保管場所がある場合は一時保管し、後日回収する。
- ④ 処理業者からの請求に基づき、処理費用を支払う。

【参考】 伯耆町の可燃・不燃混合粗大ごみの回収事例の応用 (大山町にも同様の事例あり)

(伯耆町の実施方法) ※令和6年度までの方法

- 西部圏域の処理業者と年間契約し、年に2回、伯耆町清掃センターにおいて拠点回収を行っている。
- 回収日に、個人により持ち込まれた混合粗大ごみを清掃センターの計量器で計量し、処理手数料を徴収のうえ、処理業者立ち合いのもと、処理業者が用意するコンテナに積み込む。回収終了後、処理業者が持ち帰り、処理を行う。
- 処理手数料は従量制（10kg当たりの単価）であり、伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定されている。なお、処理手数料の額は、処理業者の処理に係る実費とは異なる。
- 後日、処理業者からの請求により委託料を支払う。
- 処理業者では、破碎、資源回収、焼却処理を行う。（※発生した焼却残渣は、県外で資源化されるため、県外の資源化業者の所在する自治体への協議・承諾が必要である。）

4 その他、基本計画・設計に当たり想定しておくこと

(1) 構成市町村の回収した海岸漂着ごみ、一斉清掃ごみ、不法投棄ごみ等の対応

- 現体制において各市町村の施設で処理を行っているものは、新施設においても処理を行うものと想定する（産業廃棄物を除く）。
- 新施設では、これらの廃棄物を保管するためのストックヤードは整備しないものと想定しているため、一時保管が必要な場合は、各市町村において保管場所を確保する必要がある。

(2) 災害廃棄物の対応

- 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、新施設においては、西部圏域で発生する災害廃棄物の処理を想定した施設規模を確保する必要がある（循環交付金の対象は、施設規模の10%が上限）。
- 上記の災害廃棄物処理に係る施設整備分10%の交付金を受けるためには、構成市町村の策定する災害廃棄物処理計画において、処理区域（西部圏域）外で発生した災害廃棄物を受け入れる旨が記載されていることが条件となっており、構成市町村で対応しているところ。今後、処理区域外の災害廃棄物の受入れについて、地元協議を進めていく。
- 新施設内で災害廃棄物の仮置場の設置は想定していないため、各市町村において必要な分別を行い、施設へ搬入する必要がある。

<参考資料> 標準的な分別収集区分

市町村は、本指針に示す一般廃棄物の標準的な分別収集区分、回収方法及び分散型資源回収拠点の解説、適正な循環的利用並びに適正処分の考え方を参考として、当該市町村における一般廃棄物の分別収集区分及び区分に応じた適正な循環的利用並びに適正処分の方法について、その現状を踏まえて見直し、発生抑制を推進し、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。一般廃棄物の標準的な分別収集区分は、以下のとおりとする。

標準的な分別収集区分		
循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収	プラスチック	ペットボトル
		プラスチック製容器包装
		製品プラスチック
	バイオマス	廃食用油
		生ごみ
		剪定枝
	古紙、紙製容器包装	古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ（容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む））
		紙製容器包装
	繊維製品（衣類）	
	ガラス類（ガラスびん）	
	金属類（アルミ缶・スチール缶・小物金属）	
	小型家電	
	リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品	
	その他専用の処理のために分別するごみ（乾電池、蛍光管、紙おむつ等）	
粗大ごみ		
燃やさないごみ		
燃やすごみ		

新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応の状況について

1 中間処理施設（米子市彦名町地内）の地元対応の状況

(1) 質疑応答集に関する説明会の開催結果について

- 彦名校区の全自治会を対象とした「一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会の検証結果に関する地元説明会（令和 6 年 11 月開催）」に加えて、これまでに開催した説明会における意見等及びその回答を取りまとめた質疑応答集に関する説明会（以下「質疑応答集説明会」という。）を開催

（質疑応答集説明会の開催状況）

開催時期	対象自治会	出席者
令和 7 年 2 月 12 日～21 日	○個別開催 ・関係自治会（8 区、9 区、9 区-1、10 区） ・隣接自治会（7 区、11 区）	計 40 名 計 22 名
	○合同開催 ・1～6 区、12 区～14 区	計 12 名

(2) 質疑応答集説明会における意見等とその対応について

① 意見等

- 候補地選定プロセス、生活環境への影響、農業振興地域における土地の有効利用を含めた彦名のまちづくりに関すること。
- 地元同意の対象とする自治会の範囲、施設建設地近隣の住宅への影響に関すること。等



② 対応

- 改めて質疑応答集として取りまとめ、令和 7 年 5 月上旬に彦名校区の自治会に全戸配布

(3) 地元同意に向けた合意形成について

地元同意に向けた合意形成について、彦名校区自治連合会の意向は以下のとおり。

- 彦名校区自治連合会は、関係 4 自治会の合意形成の結果を重視し、同意の可否を決定する想定である。
- 合意形成を図るための要件は以下の 2 点
 - ①組合が 5 月に全戸配布する質疑応答集について特段の意見が無いこと。（→意見等なし）
 - ②米子市が建設候補地周辺の農業振興地域の土地利用や地域振興策に関するビジョンを示し、住民の意見を聞くこと。
- 先進地視察については、希望者が少ないことから現段階では実施しない。

(4) 地元対応の現状と今後の予定について

- 米子市の彦名地区まちづくり構想の策定の案について、彦名校区の全自治会の役員等を対象とした意見交換会を開催（令和 7 年 5 月 30 日、6 月 13 日）。また、彦名校区の全自治会の住民を対象とした意見交換会を計 4 回開催（6 月 30 日～7 月 17 日）

- ・意見交換会の開催結果の概要について、彦名校区の自治会に全戸配布（7月下旬～8月上旬）
- ・その後、彦名校区自治連合会において、中間処理施設の整備事務を進めることに関する同意の可否について、関係4自治会の合意形成の結果を踏まえ判断（予定）

2 最終処分場（米子市陰田町地内）の地元対応の状況

(1) 先進地視察について

安来市吉佐町自治会（未同意）を対象とした先進地視察を実施

実施日	対象自治会	視察場所	参加者
令和7年4月16日	安来市吉佐町自治会	広島県呉市 一般廃棄物最終処分場	自治会長ほか4名

(2) 地元同意等の状況について

関係自治会に対する地元説明、同意の状況及び関係住民等に対する説明会の開催結果は、次のとおり。

対 象		地元説明等の状況	同意の状況
関係自治会	米子市 口陰田自治会	・令和7年7月28日付で、地域振興策に対する要望の受理	・令和6年10月18日同意 ・令和6年11月8日同意条件に対する回答
	米子市 奥陰田自治会	・地域振興策について、自治会内で協議中	・令和6年10月23日同意 ・令和6年11月11日同意条件に対する回答
	米子市 新山自治会	・地域振興策について、自治会内で協議中	・令和7年1月22日同意 ・令和7年2月5日同意条件に対する回答
	安来市 吉佐町自治会	・地域振興策について、自治会内で協議中	・令和7年7月18日同意 ・令和7年7月25日同意条件に対する回答
関係住民等	施設敷地境界から500m以内の区域の居住者、事業者、営農者	・口陰田自治会及び奥陰田自治会の区域の居住者、営農者等を対象に、説明会及び個別説明（説明会の欠席者を対象）を実施 ・新山自治会は、居住者、営農者等なし 【居住者・営農者等への説明の状況】	
		口陰田自治会 （対象者28名）	説明終了 対象者全員が了解済み
		奥陰田自治会 （対象者36名）	説明終了 対象者全員が了解済み

(3) 今後の予定について

- ・安来市吉佐町自治会の区域の関係住民（営農者等）を対象に、説明会を実施